以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

㈠　同種工事（代表者）（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）固定支保工で架設したＰＣ連続ラーメン箱桁橋の工事

ｂ）自動車専用道路で交通規制を実施した工事ただし、特定建設工事企業体にあっては、特定建設工事企業体を構成する代表者が㈠の同種工事の施工実績を有し、特定建設工事企業体を構成する代表者以外の構成員は、㈠の同種工事若しくは㈡の同種工事の施工実績を有すること。

㈡　同種工事（代表者以外）（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）ＰＣ連続ラーメン箱桁橋の工事

ｂ）自動車専用道路で交通規制を実施した工事

⑸　配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人又は主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。なお、専任を要する者は下記の②の経験を有することとし、主任（監理）技術者は当該工事に２人以上を専任で配置できること。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成６年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑷に同じ。

・同種工事

固定支保工により架設したＰＣ連続ラーメン箱桁橋の工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

㈠　管理技術者

①　技術士（総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート））

②　技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））で平成12年度以前の試験合格者

③　技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））で平成13年度以降の試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事していること。

④　ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）

㈡　照査技術者

①　技術士（総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート））

②　技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））で平成12年度以前の試験合格者

③　技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））で平成13年度以降の試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事していること。

④　ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が２社で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（発注者が設定する最低限の要求要件を満たしている場合に付与する点数。以下同じ。）に最大20点の加算点（入札参加者が示した、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案に応じて付与する点数。以下同じ。）を加えた点数を入札価格で除した値（３の⑷でいう「評価値」）を算出し、落札予定者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標

社会的要請に関する事項及び工事目的物の性能・機能に関する事項を評価項目とし、評価項目を具体化したものを技術提案項目とする。

⑶　技術提案項目

①　ゼロエミッションに向け取り組む組織・人員・教育・啓発体制・継続的に行われる実施計画の立案。

②　現場で発生する建設資材・廃棄物の発生抑制（Reduce）・再利用（Reuse）・再資源化（Recycle）について、搬入・仮設・施工の工夫による発生の抑制、再生品の利用・発生資材の再利用に関する具体的な提案。抑制・再利用の提案内容には数値的な目標と検証方法・報告方法を含めること。

③　上部工架設作業時・足場作業時及び交通規制内作業時における現場で実施可能な安全対策に関する留意事項。

④　ＰＣグラウト注入時のグラウトの充填性を確保するための設計・現場施工・品質検査における留意事項。

⑤　床版コンクリートのクラック対策やコンクリートの現場施工及び維持管理段階の耐久性等、構造物の耐久性の向上に配慮した設計上の留意事項。

⑥　コンクリートの耐久性向上に配慮するための配合・品質計画や、床版コンクリートのクラック対策、型枠・鉄筋等の組立時の施工性等、施工上の留意事項。

⑷　評価及び落札予定者の決定方法

入札参加者の技術提案項目を評価し、評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格の最も高い者を落札予定者となるべき者とする。

ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内で